

総行市第85号
令和3年9月1日

各都道府県知事
各都道府県議会議長
各指定都市市長
各指定都市議会議長

殿

総務省自治行政局長
(公印省略)

地方自治法施行規則の一部を改正する省令の公布について（通知）

デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（令和3年法律第37号。以下「デジタル社会形成整備法」という。）が令和3年5月19日に、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（令和3年法律第44号。以下「第11次一括法」という。）が令和3年5月26日にそれぞれ公布され、これらの法律により、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）の一部が改正されました。

具体的には、デジタル社会形成整備法による法の改正により、認可地縁団体の総会に出席しない構成員は、規約又は総会の決議により、書面による表決に代えて、電磁的方法により表決をすることができるものとされ、第11次一括法による法の改正により、認可地縁団体の認可の目的を見直し、地縁による団体は、不動産等の保有の有無にかかわらず、地域的な共同活動を円滑に行うため市町村長の認可を受けることができるものとされたところです。

上記改正に伴い、このたび、地方自治法施行規則の一部を改正する省令（令和3年総務省令第91号）が公布され、下記第2に掲げる日から施行されます。

貴職におかれては、下記事項に御留意の上、その円滑な施行に向け、格別の配慮をされるとともに、各都道府県知事におかれては、貴都道府県内の指定都市を除く市町村の市町村長及び市町村議会議長に対してもこの旨周知願います。

なお、各市町村に対して地域の元気創造プラットフォームにおける調査・照会システムを通じて本通知についての情報提供を行っていること、及び本通知は法第245条の4第1項に基づく技術的な助言であることを申し添えます。

記

第1 地方自治法施行規則（昭和22年内務省令第29号。以下「規則」という。）の一部改正に関する事項

1 デジタル社会形成整備法による法の改正に伴うもの

法第260条の18第3項に規定する電磁的方法について、次に掲げる方法とすること。なお、いずれの方法についても、受信者がファイルへの記録を出力することにより書面を作成することができるものでなければならないものとする。 （改正後の規則第22条の2関係）

(1) 電子情報処理組織を使用する方法のうち、

ア 送信者の使用に係る電子計算機と受信者の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

イ 送信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された情報の内容を電気通信回線を通じて情報の提供を受ける者の閲覧に供し、当該情報の提供を受ける者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該情報を記録する方法

(2) 磁気ディスクその他これに準ずる方法により一定の情報を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに情報を記録したものを交付する方法

2 第11次一括法による法の改正に伴うもの

(1) 法第260条の2第2項に規定する申請において、同条第1項に規定する地縁による団体の代表者が申請書に添える書類について、保有資産目録及び保有予定資産目録を不要とするとともに申請書の様式を改正するものとする。 （改正後の規則第18条第1項及び第2項関係）

(2) 法第260条の38第1項に規定する申請において、認可地縁団体の代表者が申請書に添える書類について、保有資産目録及び保有予定資産目録を不要とし、申請不動産に関し、同項に規定する申請をすることについて総会で議決したことを証する書類を加えるとともに申請書の様式を改正するものとする。 （改正後の規則第22条の2の2関係）

第2 施行期日に関する事項

第1における1について、令和3年9月1日から施行するものとする。

第1における2について、令和3年11月26日から施行するものとする。

第3 経過措置に関する事項

第11次一括法による改正前の法第260条の2第1項の規定により認可を受けた認可地縁団体に係るこの省令による改正後の規則第22条の2の2第2号の書類は、この省令による改正前の規則第18条第4号に規定する保有資産目録又は保有予定資産目録に申請不動産の記載があるときは、当該目録をもってこれに代えることができるものとする。

第4 その他

第1における1について、電磁的方法に該当し得るものとしては、電子メールなどによる送信、ウェブサイト、アプリケーションを利用した表決、情報をディスク等に記録して、当該ディスク等を交付する方法等があること。